

# 第28回田原市男女共同参画推進懇話会

日時：平成28年5月25日（水）

午前10時から

場所：田原市役所南庁舎 政策会議室

1 あいさつ 【資料1】

2 会長・副会長の選任

会 長：.....

副会長：.....

3 報告事項

(1) 各委員の取組状況・意見 【資料2】

(2) 市の取組 【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】

(3) 平成28年度田原市男女共同参画推進プランの策定について  
【資料4-1】【資料4-2】【資料4-3】

4 議 題

(1) 平成28年度の重点推進テーマについて 【資料5】

(平成27年度テーマ：「女性チャレンジの応援はまず家庭から」)

◇平成28年度テーマ：「.....」

(2) 第9回男女共同参画フェスティバルについて【資料6-1】【資料6-2】

① 開催内容

② 運営部会の設置

③ 第1回運営部会の開催日について

## 5 その他

○内閣府男女共同参画週間 【資料7】  
6月23日(木)～6月29日(水)

○男女共同参画推進に関する市民アンケート調査(素案)について 【資料8】

○今後の予定

次回第29回懇話会：平成28年10月下旬から11月上旬頃(予定)

## 配布資料

【名簿・配席表】 ※当日配付

【資料1】田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料2】各委員の取組状況・意見 ※当日配布

【資料3-1】男女共同参画推進事業について

【資料3-2】女性登用率の向上について

【資料3-3】平成28年度市民提案型委託制度(テーマ提示型)  
男女共同参画啓発事業について

【資料4-1】平成28年度田原市男女共同参画推進プランの策定について

【資料4-2】第4次男女共同参画基本計画(概要)

【資料4-3】「あいち男女共同参画プラン2020」の概要について

【資料5】平成28年度の重点推進テーマについて

【資料6-1】第9回男女共同参画フェスティバル開催概要

【資料6-2】映画作品アンケート結果 ※当日配布

【資料7】平成28年度男女共同参画週間PRポスター

【資料8】男女共同参画推進に関する市民アンケート調査(素案)

# 第5期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：平成27年5月26日～平成29年3月31日

## 【委員】

		氏名	所属団体・役職	備考
1	副会長	森下 静子	女性会議ウィットWIT 代表	出
2	委員	萩原 裕久	一般社団法人田原青年会議所 専務理事	欠
3	委員	太田としゑ	あかばねひらがなの会 会員	出
4	委員	柴田 陽助	田原市地域コミュニティ連合会 理事（高松校区会長）	出
5	委員	中神 信明	J A愛知厚生連あつみの郷 介護事業室長	欠
6	委員	菊池 邦子	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 主任	欠
7	委員	吉武 正康	愛知外海漁業協同組合 代表理事組合長	欠
8	委員	太田 司	田原市認定農業者連絡会 会長	欠
9	委員	小久保満晴	愛知みなみ農業協同組合 人事課長	出
10	委員	上村 ひさ	渥美商工会女性部 部長	出(新任)
11	委員	北野谷充香子	田原市商工会女性部 副部長	出
12	委員	河合 郁朋	渥美半島観光ビューロー 事業推進本部員	欠
13	委員	大竹 正章	田原市議会 議員	欠
14	委員	藤井 信子	田原市更生保護女性会 理事	出(新任)
15	委員	石川 妙美	田原市農業委員会 委員	出
16	委員	土井真紀江	田原市教育委員会 委員	欠
17	委員	本田 則子	行政相談委員	欠
18	委員	中村 匡	田原市企画部長	出
19	委員	永田みよ江	公募者	出

## 【オブザーバー】

	氏名	所属団体・役職	備考
	武田 圭太	愛知大学文学部教授	欠

## 【事務局】

	氏名	所属・役職	備考
	大羽 浩和	企画部企画課長	
	彦坂 英美	企画部企画課 課長補佐兼係長	
	内田 智希	企画部企画課 主事補	

# 第28回田原市男女共同参画推進懇話会 配席表

(敬称略)

女性会議ウィットWIT  
副会長 森下静子

あかばねひらがなの会  
委員 太田としゑ

田原市地域コミュニティ連合会  
委員 柴田陽助

愛知みなみ農業協同組合  
委員 小久保満晴

渥美商工会女性部  
委員 上村ひさ

田原市商工会女性部  
委員 北野谷充香子

田原市更生保護女性会  
委員 藤井信子

田原市農業委員会  
委員 石川妙美

田原市企画部  
委員 中村 匡

公募委員  
委員 永田みよ江

事務局

大羽企画課長

彦坂課長補佐兼係長

内田主事補

入り口

# 田原市男女共同参画推進懇話会規約

## (名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

## (委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
  - (2) 産業関係団体の関係者
  - (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
  - (4) 市の職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

## (オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

## (役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事。
- (2) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

#### (部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。
- 3 部会の構成員は、本会の委員から会長を選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

#### (事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

#### (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

## 各委員の取組状況・意見

<b>1</b>	<b>あかばねひらがなの会 太田 としゑ 委員</b>
<p><b>【本年度のテーマ】</b></p> <p>あかばねひらがなの会には最近、3歳以下の子どもさんを抱えたお母さんたちも来ています。彼女たちは、3年～6年の間、専業主婦として過ごしています。天使のような子供と共に過ごしていると、毎日は「アッ」という間に過ぎてしまうそうです。</p> <p>でも、時々、自分は時代から取り残されていってしまうのではないだろうか？と「不安やアセリ」も感じるそうです。</p> <p>2016年度は、あかばねひらがなの会としては、彼女たちからの生の声を聞きながら、微力ながら男女共同参画推進に取り組んでいきたいです。</p> <p>○本年度は、通常の活動の中に、「おしゃべり会」、「お話を聞く会」、「お出かけ会」等も加えてみました。</p>	

<b>2</b>	<b>公募 永田 みよ江 委員</b>
<p><b>【愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講生について】</b></p> <p>毎年愛知県が主催する「愛知県男女共同参画人材育成セミナー」は田原市にも何人かの受講、修了生がおり、合併前の田原町、渥美町、赤羽根町時代の修了生の方たちも含め現在14名の会員がいます。</p> <p>東三全体の修了生の会が東三にじの会で、田原は、その支部という感じで、役員は順番性ですが、セミナーで学んだことを生かす場として、この懇話会に参加して頂く仕組みが出来るとよいと思います。</p> <p>また受講生募集を一般企業にまで広げることも良いのではないのでしょうか、子育て中の方も含め身近な方で興味ある方が見えたら協働係へ繋げていきたいです。</p> <p><b>【市民館で子ども食堂を開催】</b></p> <p>子ども食堂とは、子どもたちに無料またはわずかな参加費で食事を提供する取り組みです。</p> <p>この言葉の生みの親は、東京の八百屋さんだそうですが、近所で食べ物を十分与え</p>	

られない子供がいるらしいという話を聞いたことがきっかけで自らが始め各地に広まっています。(ネットから)

ほとんどがボランティアで運営され、子どもの居場所、地域交流の場になっています。

私の校区では毎年子ども関係予算が計上され、市民館主催のこども料理教室、あそび等を主事さんが企画しています。

今回、子ども食堂を開催してみてもどうかと提案したところ、「地域で子どもを育てるという趣旨が素晴らしい、是非やってみたい、予算は毎年計上される子ども関係予算がある」ということになり、今準備を進めています。

第1回目は6月18日(土)子どもとまなびの会メンバーでカレーライスを作り、親と地域の一人暮らしの方を招待するという計画です。

チラシは学校に協力を依頼します。地域コミュニティの従来の協力体制の延長で動いていく流れが出来ているのはとても良いことです。

この場が子どもの居場所 親子の交流 地域交流の場つくりのきっかけになればとの思いで打ち合わせ等をしています。

**2**

**田原青年会議所 萩原 裕久 委員**

若い世代をフェスティバルに参加してもらうためには？

**4**

**女性会議ウィット WIT 森下 静子 委員**

女性会議ウィットWITは、設立以来15年となります。

現在会員17名で定例会は毎月2回行っています。

そして、男女平等参画社会を推進していくうえで、何がそれを阻んでいるか、また、何が大切か(必要か)

「気づき」「学び」「考え」「行動する」仲間として活動を行っています。

今年度は

“「気づき」「学び」「行動」のウィットセミナー2016”と題しまして、以下の6回の会を企画しました。

懇話会の皆さま是非ご参加・ご協力をよろしくおねがいたします。



○第1回ウイット講座 7月23日(土曜日) 14:00~16:00  
会場:福祉センター1F多目的室

村瀬幸浩さんの講座

テーマ「素敵にパートナーシップ~お互いの生と性 理解してますか?」

我が国は、世界一の高齢社会と言われていています。でも、高齢社会であることが必ずしも長寿社会(高齢が壽である社会)とは言えない。それどころか長生きすることがかえってつらく思われるような・・・。

そこには 世の中のしくみの問題がありますが、そうばかり言っても仕方がない。それはそれとして 改善の道をひらいていかなければならないけれど 一方で高齢社会を生きる私たち一人ひとりの生き方や連れ合いを含めて ひととも関係の作り方についても大いに工夫をしていかないと、自然にはうまくいきません。

そこで今回は日ごろほとんど意識して考えようとしないう「性」の問題を軸にして生と性のあり方をコミュニケーションの視点からとりあげてみようと思います。

できれば、相方さんを誘ってでかけてきませんか。

○第2回ウイット講座 8月7日(日曜日) 14:00~15:00  
会場:福祉センター3階会議室

女性会議ウイット会員 永田みよ江さんの地域活動報告会

女性会議ウイットで「気づき、学び、考え、行動」していくことから、実際の生活の現場で具体的にどのような活動に展開しているか、報告会を開催。

○第3回ウイット講演会 9月24日(土曜日) 14:00~16:00  
会場:田原文化会館多目的ホール

カンジョンホンさんの講演会

テーマ「死刑台から教壇へ~人権と平和を考える~」

○第4回ウイット講座 10月10日(月曜日祝日) 14:00~16:00  
会場:衣笠市民館  
講師:増井さとみさん

テーマ「DV理解のための講座、DV被害者支援のための学び 本質をさぐる。」  
第3回につづき「人権の尊重」「安全で安心して暮らせる社会を目指していく」ことを考える。

今回は女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成し普及・啓発事業を行う。

○第5回ウイット講座

12月25日（日曜日）13：00～15：30

会場：福祉センター会議室

映画会「厨房男子」& 監督 高野史枝さんのトーク

- ・男性支援
- ・男性の家庭教育における役割の重要性について意識啓発、その参画を促すための講座等を開催。
- ・男性の健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための普及・啓発事業を開催。
- ・さらに、老いの人権と男性の男女参画

○第6回ウイット企画フォーラム 2月26日（日曜日）14：00～16：00

- ・広域連携のなかから男女共同参画をかんがえる。

テーマ（仮）「ひとが輝くってどんなこと？ゆるやかな社会とは？」

## 男女共同参画推進事業について

－平成27年度実施事業、平成28年度実施予定事業－

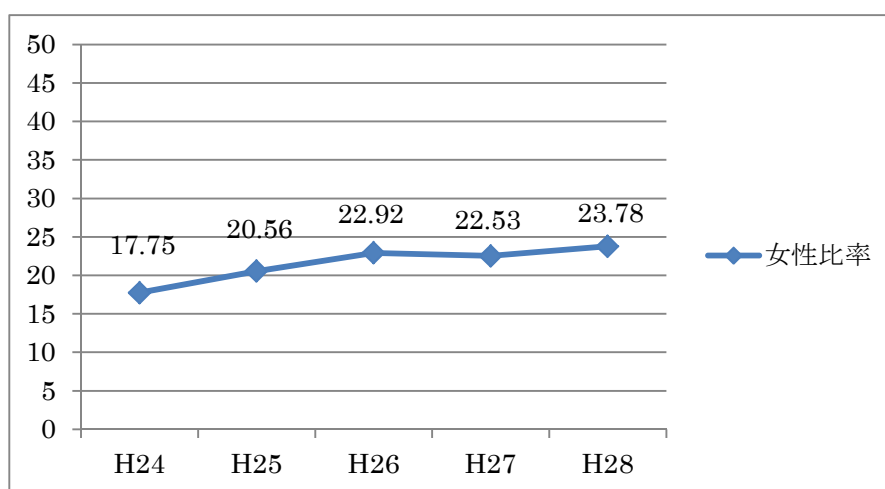
	平成27年度実施	平成28年度予定
推進体制の整備、計画の進行管理	<p>○田原市男女共同参画推進懇話会 開催</p> <p>推進プランの目標達成のため、委員の取組や市の取組を確認し、市全体の男女共同参画を推進 (5月、10月、3月開催)</p>	<p>継続</p> <p>(5月、10月、3月開催予定) 第28回：5月25日(水)</p>
	<p>○庁内ワーキング会議 開催</p> <p>各事業担当課のプラン成果指標進捗状況の把握等 (10月、3月開催)</p>	<p>継続</p> <p>(5月、10月、3月開催予定) H28年度第1回：5月12日(木)</p>
	<p>○審議会等の女性登用促進【資料3-2】</p> <p>H27年度22.53%(H27年4月)</p>	<p>継続</p> <p>H28年度23.78%(H28年4月)</p>
啓発活動	<p>○男女共同参画ニュース「Walk Together」</p> <p>広報たはら8月1日号、2月1日号に男女共同参画に関係する市民を掲載し、市民への意識啓発を行った。</p>	<p>継続</p> <p>広報たはら8月号に掲載予定</p>
	<p>○男女共同参画フェスティバル開催</p> <p>(平成27年8月30日)</p> <p>普通の家族に訪れた、母の余命が1週間との宣告。突然のことに驚くが、「悪あがき」を決意して奇跡を信じて母のために動き出した。家族の本音、本質をテーマとした映画を上映し、市民への意識啓発を図った。 作品名「ぼくたちの家族」</p>	<p>継続</p> <p>日時：平成28年8月28日(日) 場所：田原文化会館 内容：映画上映及びパネル展示等を予定</p>
	<p>○市民提案型委託事業【資料3-3】</p> <p>応募なし</p>	<p>○市民提案型委託事業</p> <p>啓発パンフレット作成、講座開催等の事業を公募 募集期間：5月2日～5月31日</p>
	<p>○講演会開催</p> <p>開催なし</p>	<p>○講座・研修会開催</p> <p>市政ほーもん講座、市職員向け研修の実施</p>
	<p>○シンボルマークの活用</p> <p>作成したシンボルマークを誌面上やイベント等で啓発に活用</p>	<p>継続</p>
その他	<p>○愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講支援</p> <p>受講生の交通費を支援(受講者なし)</p>	<p>継続</p> <p>1名受講</p>

## 女性登用率の向上について

審議会等に男女がともに参画し、平等に意見が反映されるよう、各課所管の審議会等の委員登用にご配慮ください。委員選任はあて職によるところが多く、女性比率が低い会議が多くなっていますが、各課において女性の人材発掘、育成に努めてください。

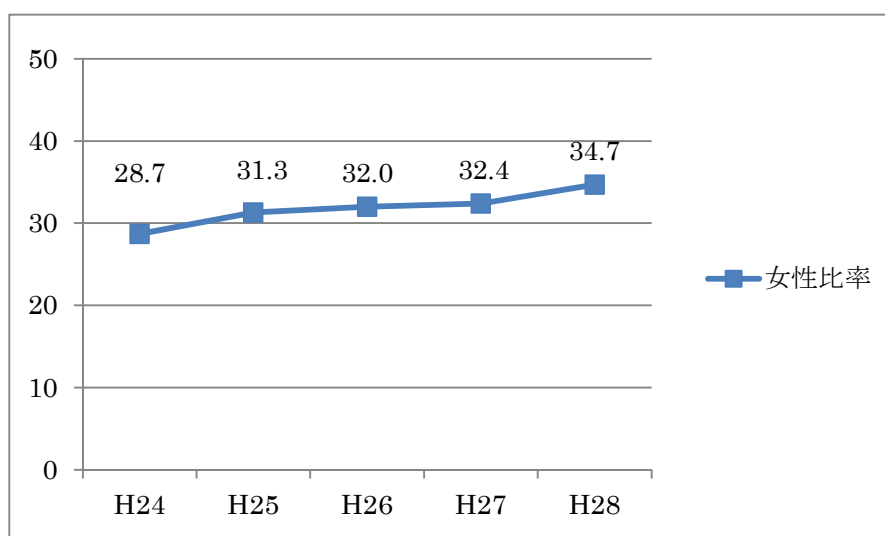
また、市職員の管理監督者への女性登用率は着実に上昇しています。女性職員の能力向上と並行して、男性管理職者の意識改革も必要です。引き続き、男女が共に能力を發揮できるよう、各課室での人材育成、職員の男女共同参画の意識付けにご協力ください。

### ■ 審議会等委員の女性比率推移<平成 28 年度目標：30.0%> (裏面参照)



※会議体により委員の総数、構成等が異なるため、数値のみで女性の参画度を測ることは必ずしも適当ではありません。

### ■ 市職員管理監督者の女性比率推移<平成 28 年度目標：30.0%>



(人事課資料)

## 田原市の審議会等委員の女性登用状況一覧

### ■地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

執行機関名	H28年度			H27年度			H26年度			所管課
	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1 選挙管理委員会	4	1	25.0	4	2	50.0	4	2	50.0	総務課
2 公平委員会	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	総務課
3 固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	収納課
4 教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0	5	1	20.0	教育総務課
5 監査委員会	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	監査委員事務局
6 農業委員会	27	3	11.1	27	3	11.1	26	3	11.5	農業委員会事務局
合計・平均	43	7	16.28	43	8	18.60	43	7	16.28	

### ■法令・条例に基づき設置されている附属機関

付属機関名	法的根拠	H28年度			H27年度			H26年度			所管課
		総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1 防災会議	田原市防災会議条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
2 市町村国民保護協議会	田原市国民保護協議会条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
3 総合計画審議会	田原市総合計画審議会条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	企画課
4 行政改革推進委員会	田原市行政改革推進委員会設置条例	-	-	-	-	-	-	10	3	30.0	企画課
5 市民協働まちづくり会議	田原市市民協働まちづくり条例	11	4	36.4	10	2	20.0	10	2	20.0	企画課
6 情報公開審査会	田原市情報公開条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
7 個人情報保護審査会	田原市個人情報保護条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
行政不服審査会	田原市行政不服審査法施行条例	5	2	40.0	-	-	-	-	-	-	総務課
8 交通安全対策会議	田原市交通安全条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務課
9 交通安全対策会議幹事会	田原市交通安全条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務課
10 特別職報酬等審議会	田原市特別職報酬等審議会条例	-	-	-	-	-	-	8	2	25.0	人事課
11 国民健康保険運営協議会	田原市国民健康保険条例	9	3	33.3	9	3	33.3	9	3	33.3	保険年金課
12 環境審議会	田原市環境基本条例	10	2	20.0	10	2	20.0	10	2	20.0	環境政策課
13 介護認定審査会	田原市介護保険条例	35	13	37.1	35	11	31.4	35	10	28.6	高齢福祉課
14 民生委員推薦会	民生委員法	7	2	28.6	7	2	28.6	7	2	28.6	地域福祉課
15 障害程度認定審査会	障害者総合支援法	/	/	/	/	/	/	5	1	20.0	地域福祉課
16 都市計画審議会	田原市都市計画審議会条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1	街づくり推進課
17 公営住宅入居者選考委員会	田原市市営住宅の管理運営に関する規則	8	3	37.5	8	3	37.5	8	3	37.5	建築課
18 給食センター運営委員会	田原市給食センターの設置に関する条例	7	3	42.9	7	2	28.6	7	3	42.9	教育総務課
19 青少年問題協議会	田原市青少年問題協議会条例	25	2	8.0	25	3	12.0	25	3	12.0	生涯学習課
20 社会教育委員会	社会教育法	14	5	35.7	14	4	28.6	14	4	28.6	生涯学習課
21 スポーツ推進委員	スポーツ基本法	29	9	31.0	29	9	31.0	29	9	31.0	スポーツ課
22 学校施設開放運営委員会	社会教育法	29	6	20.7	-	-	-	33	9	27.3	スポーツ課
23 文化財審議会	田原市文化財保護条例	10	1	10.0	10	1	10.0	10	1	10.0	文化財課
24 博物館協議会	田原市博物館条例	6	1	16.7	6	1	16.7	6	1	16.7	文化財課
25 図書館協議会	田原市図書館条例	9	6	66.7	9	6	66.7	9	6	66.7	中央図書館
合計・平均		285	71	24.91	250	58	23.20	306	73	23.86	

◇全審議会・委員会等	328	78	23.78	293	66	22.53	349	80	22.92
------------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------

※各審議会等の委員総数や委員構成の性質が異なりますので、女性登用率の数値のみで女性の参画度を計ることは必ずしも適当ではありません。

## 平成28年度市民提案型委託制度（テーマ提示型） 男女共同参画啓発事業について

この制度は、市が取り組むべき事業について、市民活動団体から事業提案をしていただき、団体と市が委託契約を結んで実施するものです。市民の自由で柔軟な事業展開により、さらなる効果の広がりを期待しています。

### 1 募集するテーマ

#### 男女共同参画啓発事業

市民を対象に、男女共同参画の意識を広く啓発するための講座の企画・開催やパンフレットの作成、男女共同参画の視点からの避難所開設・運営訓練 等

【例】・地域活動への女性の参加を促すためのパンフレット作成

- ・子どもや若者対象の男女共同参画初級講座の開催
- ・多様な人たちへ配慮した避難所づくり
- ・居住スペース準備、簡易トイレ設置、男女別更衣室の設営
- ・防災レシピを活用した炊き出し訓練 等

【参考】平成26年度の実績

- テーマ：男女共同参画の視点からの避難所開設・運営訓練
- 提案団体：まなびの会
- 実績：DVD視聴、段ボール製の間仕切り、ベッド、机やトイレの組み立て体験、非常食の昼食会等を行い、市民への啓発を図った。

### 2 応募方法

- 広報たはら、市ホームページにて周知。募集は、5月2日（月）から開始。
- 所定の申請書類に必要事項を記入の上、5月31日（火）午後5時（必着）までに企画課へ提出

### 3 選考方法

- 公共性、的確性、実行性、費用対効果等の項目により、市が審査を行う。
- 書類審査、事業担当課へのプレゼンテーション審査を実施する。

### 4 スケジュール（予定）

日 程	内 容
～5月31日（火）	提案事業の募集
6月6日（月）	審査会開催（担当課へのプレゼンテーション審査）
6月上旬	提案者と事業担当課との協議
6月中旬	契約締結、事業スタート
契約の日～平成29年2月末日	事業実施
事業完了後	事業実績報告書の提出、委託料の支払い

## 平成 28 年度田原市男女共同参画推進プランの策定について

### ◆田原市男女共同参画推進プラン(H18 年度策定、H23 年度中間見直し)

- 計画の期間 平成 19 年度から平成 28 年(10 年間)
- 目 標 「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

### ◆見直しの目的

- 計画期間の終期が平成28年度であるため、次の10年間のプランを策定する。
- 平成25年6月、国は成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍」を位置づけ、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきた。

こうした社会経済情勢の変化や、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県が平成28年3月に策定した「あいち男女共同参画プラン2020」の趣旨を踏まえながら、男女共同参画が推進されている。

そこで、国・県の計画などを受け、田原市の市民・事業者・行政等の置かれている状況に合わせてプランの内容を見直す必要がある。平成 18 年度プラン策定時以降の情勢の変化を確認し、現状とのズレが生じている部分や新たに配慮が必要となる視点を加えるなど、現状に即した内容でプランを策定する。

### ◆プラン改訂の方針

- 田原市男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施
- 懇話会への改訂プラン(素案)の提示、意見聴取

### ◆プラン改訂のスケジュール(案)

内 容	時期(予定)
市民アンケート調査の実施、回収	平成 28 年 7 月末
市民アンケート調査の集計等	平成 28 年 9 月末
改訂プラン(素案)の懇話会提示	平成 28 年 10 月末から 11 月
パブリックコメント実施の広報周知	平成 29 年 1 月号
パブリックコメントの実施(素案公表)	平成 29 年 1 月中旬から 2 月中旬
パブリックコメントの意見を踏まえた改訂プラン(案)の作成	平成 29 年 2 月末
改訂プラン策定	平成 29 年 3 月

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

## 目指すべき社会

- 
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
  - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会
  - ③ 男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
  - ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

## 4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。



# 第4次男女共同参画基本計画(概要)②

## 政策領域目標一覧

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したものの

### I あらゆる分野における女性の活躍(第1~5分野)

項目	現状	成果目標(期限)	
国家公務員の女性登用	本省課室長相当職に占める女性の割合 (平成27年7月)	3.5% (平成27年7月)	7% (平成32年度末)
	係長相当職(本省)に占める女性の割合 (平成27年7月)	22.2% (平成27年7月)	30% (平成32年度末)
地方公務員の女性登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合 (平成27年)	8.5%(14.5%) (平成27年)	15%(20%) (平成32年度末)
	都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合 (平成27年)	20.5%(31.6%) (平成27年)	30%(35%) (平成32年度末)
民間企業の女性登用	課長相当職に占める女性の割合 (平成26年)	9.2% (平成26年)	15% (平成32年)
	係長相当職に占める女性の割合 (平成26年)	16.2% (平成26年)	25% (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率 (平成26年)	70.8% (平成26年)	77% (平成32年)	
週労働時間60時間以上の雇用の割合 (平成26年)	男性:12.9% 女性:2.8% (平成26年)	5.0% (平成32年)	
男性の育児休業取得率	国家公務員 (平成26年度)	3.1% (平成26年度)	13% (平成32年)
	地方公務員 (平成25年度)	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)
	民間企業 (平成26年度)	2.3% (平成26年度)	13% (平成32年)

### II 安全・安心な暮らしの実現(第6~8分野)

項目	現状	成果目標(期限)
健康寿命(男女別) (平成25年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 (平成27年11月)	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数 (平成26年度)	38,774件 (平成26年度)	前年度以上 (毎年度)

### III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9~12分野)

項目	現状	成果目標(期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度 (平成24年)	男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
待機児童数 (平成27年4月)	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合 (平成25年)	男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合 (平成27年)	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)

### IV 推進体制の整備・強化

項目	現状	成果目標(期限)
男女共同参画計画の策定率(市町村) (平成27年)	市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年)	市区:100% 町村:70% (平成32年)

# 第4次男女共同参画基本計画(概要)③

## 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革(長時間労働削減・ICT活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)</li> </ul>
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大</li> </ul>
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> </ul>
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> </ul>
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> </ul>
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> </ul>
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> </ul>
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> </ul>
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の充実等</li> </ul>
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>国際的な防災協力</li> </ul>
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>
Ⅳ 推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</li> <li>地方公共団体や民間団体等における取組の強化</li> </ul>	



# 「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」の概要について

## 男女共同参画をめぐる現状と課題

- 固定的性別役割分担意識が依然として強く残っている  
全国と比べて、固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）を持つ人の割合が高い。
- 女性が十分に活躍できる環境が整っていない  
男性労働者の平均勤続年数は全国1位だが、女性は全国32位となっており、平均勤続年数の男女差は本県が全国で一番大きい。
- 長時間労働など男性中心型労働慣行の見直しが進んでいない  
「仕事と家庭生活をともに優先したい」と希望する人が多いものの、現実には「仕事」を優先している人が多く、特に男性において希望と現実にギャップを感じる人が多い。
- 女性の貧困や女性に対する暴力の多様化等への対応  
愛知県警察が扱ったドメスティック・バイオレンス（DV）の被害に関する相談件数は増加傾向にあり、また、性犯罪被害の認知件数は高止まり傾向にある。

## 計画期間

平成 28(2016)年度～32(2020)年度までの5年間（平成 37(2025)年度までの中長期を展望）

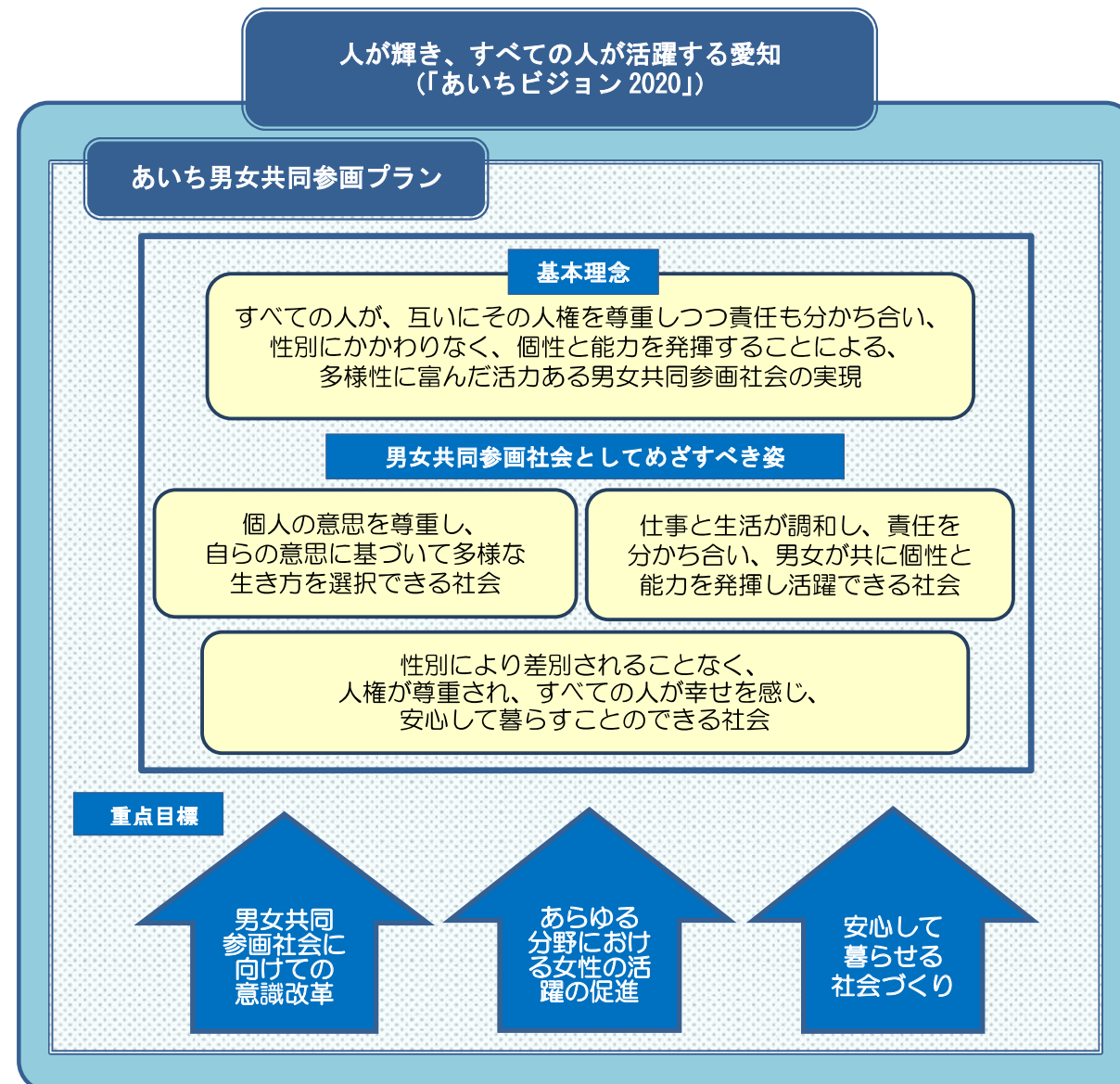
## 計画の性格・位置づけ

- 男女共同参画社会基本法及び愛知県男女共同参画推進条例に基づく法定計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画としても位置づけ
- 県政の様々な分野における計画との連携を図り、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を一体的に推進

## 計画の特徴

- 男女共同参画社会の実現に向けて、10年先を見据えた「3つの重点目標」と平成32年度までの5年間で取り組む「10の基本的施策」を掲げ、本県の総合力をさらに高めるために必要不可欠な「女性の活躍」を、3つの重点目標の一つとして明確に位置づけた。
- 働く場における女性の活躍を促進するためには、男性の長時間労働などの働き方の見直しが非常に重要であることから、「男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」を基本的施策の一つに掲げた。
- 基本的施策の「具体的な取組の方向」として、新たに次の取組項目を盛り込んだ。
  - ・「企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援」  
「女性の活躍促進宣言」の募集や、女性の活躍に積極的に取り組む企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証することなど、様々な取組を進め、企業等における女性の活躍を促進する。
  - ・「多様な選択を可能にする教育の充実」  
理系分野で活躍する女性の拡大を図るため、理系女子進路選択シンポジウムを開催する等により、一人一人が主体的に進路を選択できるよう取組を推進する。
  - ・「性的少数者への理解促進」  
男女共同参画や人権の観点から、性的少数者への理解促進を図る。
- 男女共同参画プランの取組の実効性を高めるため、「管理的職業従事者に占める女性の割合」を平成32年度までに20%（現況④12.3%）とすることや「女性（25～44歳）の労働力率」を平成32年度までに73.1%（現況⑥70.1%）とすることを始めとする40項目の数値目標を設定した。なお、その実施状況は、毎年度、検証・公表する。

## 本県のめざすべき姿



計画の体系

男女共同参画社会の実現

重点目標	基本的施策（今後5年間で取り組む施策の方向）	主な数値目標
<p><b>I 男女共同参画社会に向けての意識改革</b></p> <p>固定的性別役割分担意識を解消し、子どもから大人にいたるまで、あらゆる立場や世代の人々に対して、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革のための取組を進めていく。</p>	<p><b>1 男女共同参画の理解の促進</b> 男女共同参画に関する広報・啓発の推進／男女共同参画に関する情報の収集・提供／男女共同参画の視点に立った公的広報の推進／男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し／男女共同参画を推進する教育・学習の充実</p>	<p>固定的役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合 40.3%（26年度）⇒ 50%（32年度）</p>
	<p><b>2 子どもにとっての男女共同参画</b> 子どもを対象とする広報・啓発の推進／家庭教育の支援／学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践／キャリア教育の推進／多様な選択を可能にする教育の充実／教職員等に対する男女共同参画の理解の促進</p>	<p>県立高等学校におけるインターシップ等に参加した生徒数 11,286人（26年度）⇒ 18,000人（32年度）</p>
	<p><b>3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b> 県の審議会等委員への女性の登用推進／県の管理職などへの女性の登用推進／企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援／女性の人材育成・能力開発／女性のネットワーク形成の支援</p>	<p>県の審議会等に占める女性の割合 37.99%（26年度）⇒ 40%（32年度） 管理的職業従事者に占める女性の割合 12.3%（24年度）⇒ 20%（32年度） 女性の活躍促進宣言企業数 225社（27年度）⇒ 1,000社（32年度）</p>
	<p><b>4 様々な分野における男女共同参画の推進</b> 地域活動における男女共同参画の推進／防災分野における男女共同参画の推進／環境活動、観光まちづくり分野における男女共同参画の推進／農林水産分野、商工業分野における男女共同参画の推進／科学技術・学術分野における男女共同参画の推進</p>	<p>自治会長に占める女性の割合 4.4%（26年度）⇒ 10%（32年度） 消防団員に占める女性の割合 2.5%（26年度）⇒ 3.75%（32年度） 経営に参画している若手女性農業者数 104人（27年度）⇒ 200人（32年度）</p>
	<p><b>5 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進</b> 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進／職場における仕事と家庭生活の両立支援の取組／男性が家庭・地域生活に参画しやすい環境づくりの推進／多様で柔軟な働き方の推進</p>	<p>年次有給休暇取得日数 8.2日（26年度）⇒ 10日（32年度）</p>
	<p><b>6 就業環境の整備</b> 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知／非正規労働者の雇用環境の整備の促進／各種ハラスメントへの対策の推進／保育所待機児童対策の推進／多様なニーズに対応した保育サービスの量的拡充／放課後子ども総合プランの充実／介護支援の充実</p>	<p>女性（25～44歳）の労働力率 70.1%（26年度）⇒ 73.1%（32年度） 保育所待機児童数 165人（27年度）⇒ 解消（32年度） 病児・病後児保育の実施箇所数 60か所（26年度）⇒ 86か所（31年度）</p>
	<p><b>7 女性への就業支援</b> 女性の再就職支援／女性の起業への支援／女性医師等医療従事者に対する就業支援／介護分野への就業支援／モノづくり分野への就業支援</p>	<p>あいち子育て女性再就職サポートセンターの相談等件数 391件/年度（26年度）⇒ 600件/年度（32年度）</p>
	<p><b>8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援</b> 人権教育・啓発の推進／性的少数者への理解促進／複合的に困難な状況に置かれている人々への支援／母子・父子世帯の自立した生活に対する支援／高齢者の自立した生活に対する支援／外国人の自立した生活に対する支援</p>	<p>母子・父子自立支援プログラムを策定する市の数 15市（25年度）⇒ 全市（31年度）</p>
	<p><b>9 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b> DV理解のための広報・啓発の推進／DV被害者支援体制の充実／性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進／セクシュアルハラスメントへの対策の推進</p>	<p>DVに関する相談窓口の認知度 67.6%（26年度）⇒ 80%（32年度）</p>
	<p><b>10 生涯を通じた健康づくりの支援</b> 性差を踏まえた健康づくりの支援／性感染症対策や性教育の推進／安心・安全な妊娠・出産への支援／不妊治療対策の推進／子宮頸がん・乳がん検診の普及啓発／メンタルヘルス相談の充実</p>	<p>健康寿命 男性 71.65年（25年）⇒ 75年以上（34年） 女性 74.65年（25年）⇒ 80年以上（34年）</p>
<p><b>II あらゆる分野における女性の活躍の促進</b></p> <p>男性中心型労働慣行を見直すとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、多様な保育サービスの拡充、女性の再就職を始めとする各種就業支援等に取り組み、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりなどを進め、あらゆる分野における女性の活躍を促進する。</p>		
	<p><b>III 安心して暮らせる社会づくり</b></p> <p>貧困、ドメスティック・バイオレンスなど様々な困難を抱える人々や、性的少数者などが、その人権が尊重され、安全で安心して暮らせる社会をめざしていく。</p>	

計画の推進

- 1 推進体制の整備・充実**  
県における推進体制／市町村推進体制への支援／大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進／働く場における女性の活躍の推進／計画の進行管理
- 2 ウィルあいちを拠点とする推進**  
男女共同参画に関する知識や意識の普及／相談体制の充実／多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり

## 平成28年度の重点推進テーマについて

この懇話会の活動をより効果的なものとするため、**年度ごとにスローガン(重点推進テーマ)**を一つ掲げています。問題意識を共有しつつ、それぞれの立場で、相互に連携しながら具体的な取り組ができるようにしていきたいと思っておりますので、委員それぞれで重点推進テーマについて、事前に案のご準備をお願いします。

重点推進テーマについては、自由にご提案いただいても、事務局が作成した参考案(別紙)の中から選んでいただいても結構です。また、前年度のテーマを継続することも可能です。

### 1. テーマ検討のポイント

#### (1) 連携・協働が図れる取組み

多様な主体との「連携・協働」により効果が期待される取組みのテーマが望ましい。

#### (2) 取り組みやすいもの

人的、予算的、技術的な面で、取り組みやすいテーマが望ましい。

#### (3) より多くの人々への働きかけ

男女共同参画に関心のない層や他分野で活動する個人、団体等への働きかけが必要である。

#### (4) 身近な課題

地域の幅広い分野の課題を取上げ、男女共同参画の視点を活かしつつ、多様な主体と連携・協働しながら課題を解決する実践的活動に取り組むことが必要である。

### 2. 地域に住む人々が抱える課題の例

#### (1) 就業・再就業

就業・再就業の課題を抱える女性は多い。

#### (2) ワーク・ライフ・バランス

自分の希望に沿った生活を送るためには、仕事、子育て、介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要な課題である。

#### (3) 子育て

身近な地域において抱える重要な課題である。

#### (4) 配偶者等からの暴力

配偶者や交際相手からの暴力の発生を未然に防ぐためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を、地域社会に浸透していく必要がある。

#### (5) 高齢者の社会参加・自立支援

少子高齢化が一層進むことが見込まれるため、高齢者の社会参加と自立支援は、重要な課題である。

#### (6) 地域の外国人との共生

国際化が進む中、在留外国人の数は増加している。

#### (7) 災害への対応

東日本大震災以降、市民の防災への意識は高まっている。男女の視点を生かした自主防災活動が不可欠である。



## 事務局で作成した『重点推進テーマ』の参考案

### 〔プランの推進目標1〕人権尊重と男女平等の意識づくり

〔内容 1) 男女の人権の尊重 2) 男女共同参画教育の充実 3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し及び意識改革 4) あらゆる世代にとっての男女共同参画〕

■重点推進テーマ **案1** 「あらゆる世代にとっての男女共同参画」

■重点推進テーマ **案2** 「家庭で取り組む男女共同参画」 ※H27年度テーマ

■重点推進テーマ **案3** 「男女を隔てる意識の解消」 ※H22、H23年度テーマ

### 〔プランの推進目標2〕誰もが参画のまちづくり

〔内容 1) 方針決定過程における男女共同参画の促進 2) 防災・環境分野・地域活動・地域づくり・観光・市民協働・国際交流における男女共同参画の促進〕

■重点推進テーマ **案4** 「防災、防犯活動への男女共同参画の推進」

■重点推進テーマ **案5** 「身近な男女共同参画の推進」 ※H24年度テーマ

■重点推進テーマ **案6** 「地域活動における男女共同参画」  
※H25、H26年度テーマ

### 〔プランの推進目標3〕生涯安心の暮らしづくり

〔内容 1) 生涯にわたる心身の健康づくり支援 2) 高齢者・障害者の生活安定と自立支援 3) 貧困など生活上の困難に直面する男女の支援〕

■重点取組テーマ **案7** 「生涯にわたる心身の健康づくりへの支援」

■重点取組テーマ **案8** 「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

### 〔プランの推進目標4〕働きやすい場づくり

〔内容 1) 事業所における性差別の解消 2) ワーク・ライフ・バランスの推進 3) 農林・水産・商業など自営業における男女共同参画の推進 4) 女性のチャレンジ支援〕

■重点推進テーマ **案9** 「ワーク・ライフ・バランスの推進」 ※H21年度テーマ

■重点推進テーマ **案10** 「職場における男女共同参画」

■重点推進テーマ **案11** 「女性のチャレンジ支援」 ※H27年度テーマ

## 第9回男女共同参画フェスティバル開催概要

### 1 概要

#### (1) 開催目的

広く市民に男女共同参画の意識を啓発し、田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目指すことが目的のイベントです。自分らしく活動に取り組む個人や市民活動団体が集い、日頃の活動を発表したり、他団体・一般来場者と交流したりし、みんなで一緒にイベントを作りあげます。さらに活動を活発にさせていただき、自分らしく生きる人と人とのつながりが広がることを期待します。

(2) 開催日 平成28年8月28日(日) ※前年度懇話会にて決定。

(3) 開催場所 田原文化会館 多目的ホールほか

#### (4) 開催内容

- 市民活動団体等の活動発表(ステージ発表、ワークショップ、パネル展示、バザー等)
- 女性の生き方等をテーマとする映画上映会 等

#### (5) 出展者募集

6月1日(水)～7月15日(金)まで受付(所定の申込書により企画課へ申込み。申込書は企画課で配布、または田原市HPからダウンロード)

#### (6) 運営体制 ※前年度懇話会にて決定。

- 懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。
- 企画・準備は運営部会において進め、当日の運営は懇話会委員全員で行う。
- 懇話会委員の中から運営部会委員を選定し、部会長を選出する。
- フェスティバル開催までに4回程度の運営部会を開催する。

### 2 協議事項

#### (1) 開催内容

- 映画上映作品【資料6-2】
- 映画上映の時間帯(午前、午後)
- ※詳細は今後の運営部会にて企画

#### (2) 運営部会の設置

- 部会メンバーの選定
- 部会長を選出

#### (3) 第1回運営部会の開催日について

**<参考>これまでのフェスティバル (会場は田原文化会館)**

■第8回：平成27年8月24日(日) 10:00~16:00

(午前) 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介

(午後) 市民活動団体の活動発表

(終日) 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ等)

■第7回：平成26年8月24日(日) 10:00~16:00

(午前) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

(午後) 映画「そして父になる」上映

■第6回：平成25年8月25日(日) 10:00~16:00

(午前) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

(午後) 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー

映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん

■第5回：平成24年8月26日(日) 10:00~16:00

(午前) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

(午後) 映画「60歳のラブレター」上映

■第4回：平成23年8月28日(日) 10:00~16:00

(午前) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

(午後) 映画「フラワーズ」上映

■第3回：平成22年9月11日(日) 10:00~15:30

(終日) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映

映画監督 テレサ・ファビク氏 講演

■第2回：平成21年9月5日(土) 10:00~16:00

(終日) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映

プロデューサー ナム・ギュソン氏 講演

■第1回：平成20年9月6日(土) 10:00~16:00

(午前) 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等)

同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映

映画監督 パウラ・ヴァンデルウスト氏 講演



## 映画作品アンケート集計結果

	作品名	回答者数			点数	その他の提案作品
		1位	2位	3位		
1	人生の約束	2名	2名	2名	12	マーガレット・サッチャー 鉄の女の涙
2	東京家族	2名	2名	1名	11	
3	愛を積むひと	1名	2名		7	女たちの都 ワッゲン オッゲン
4	人生、いろどり	1名		3名	6	
5	奇跡のリンゴ	4名	1名		14	
6	ふしぎな岬の物語	1名	1名	2名	7	
7	あん	1名	2名	1名	8	
8	ペコロスの母に会いに行く	1名	1名	2名	4	

※点数は、1位を3点、2位を2点、3位を1点に換算

## 映画作品リスト

	作品名	内容	出演者
1	「人生の約束」 監督／石橋冠 2016年日本／120分 	江戸時代から約350年続く富山県の曳山まつりを題材に、根っからの仕事人間だった主人公の中原祐馬が全てを失い、かつての親友との約束を果たそうとする中で自分を見つめ直していく姿を描く。新興IT企業CEOで会社の拡大にしか興味のなかった祐馬は、元共同経営者で親友でもあった航平から無言の留守番電話が入っていることに気づき、胸騒ぎを覚えて航平の故郷の富山県・新湊を訪れる。しかし、航平は既に亡くなっており、かつて航平に対して会社から追い出すような仕打ちをした祐馬を、航平の遺族は怒りをもって出迎える。そんな中、航平の忘れ形見の少女・瞳は、祐馬にある頼みごとをする。	竹野内 豊 江口 洋介 西田 敏行 ビートたけし
2	「東京家族」 監督／山田洋次 2013年日本／146分 	瀬戸内海の小さな島に暮らす平山周吉と妻のとみこは、子どもたちに会うために東京へやってくる。品川駅に迎えにくるはずの次男・昌次は間違っって東京駅に行ってしまう。周吉はタクシーを拾って、一足先に郊外で開業医を営む長男・幸一の家にとどり着く。すれ違った周吉も遅れてやってきて家族が集い、そろって食卓を囲む。「東京物語」の舞台を現代に移し、老夫婦と子どもたちの姿を通じて、家族の絆と喪失、夫婦や親子、老いや死についての問いかけを描く。	橋爪 功 吉行 和子 西村 雅彦 夏川 結衣
3	「愛を積むひと」 監督／朝原雄三 2015年／125分 	北海道で第2の人生を送る熟年夫婦の愛と絆を描いたヒューマンドラマ。エドワード・ムーニー・Jr.の小説「石を積むひと」を原作に、東京の下町で営んでいた工場をたたみ、豊かな老後を求めて北海道に移住してきた篤史と良子。ガーデニングや内装アレンジなど充実した毎日を楽しむ良子に対し、仕事一筋だった篤史は暇を持て余すばかりで、そんな夫を見かねた良子は、篤史に家の周りの石堀づくりを頼む。ところが、良子の持病である心臓病が悪化し、篤史の願いもむなしく亡くなってしまふ。妻の死に絶望し、心を閉ざした篤史だったが、彼女が死の直前につづった自分宛の手紙を読んだことをきっかけに、周囲の人々や疎遠だった娘との関わりを取り戻していく。	佐藤 浩市 樋口可南子 北川 景子 野村 周平 杉咲 花

	作品名	内容	出演者
4	<b>「人生、いろいろ」</b> 監督／御法川修 2012年日本 ／112分 	<p>過疎化と高齢化が進む徳島県の上勝町で、シルバー世代の女性たちが中心となり、道に生えている草や葉っぱを料理のツマとして販売するビジネスが大成功を収めた実話を映画化。成功すると誰も考えていなかった葉っぱビジネスを立ち上げた幼なじみの女性 3 人が、事業を通じて夫婦や家族のきずな、これからの生き方を見つめ直していく。</p>	吉行 和子 富司 純子 中尾 ミエ
5	<b>「奇跡のリンゴ」</b> 監督／中村義洋 2013年／129分 	<p>不可能と言われてたりんごの無農薬栽培に取り組み続けた木村秋則さんの実話を映画化。日本最大のりんご畑が広がる青森県中津軽郡で生まれ育った秋則は、りんご農家の娘・美栄子とお見合い結婚して婿入りし、りんご作りに携わる。りんごの生産に不可欠な農薬が美栄子の体を蝕んでいることがわかり、「りんごの無農薬栽培」に挑む。私財を投げ打ち、10年にわたり挑戦を続けるが、無農薬のりんごが実ることはなかった。周囲からは白い目で見られ、家族は貧困に打ちひしがれる、そんなある時、荒れ果てた山の中で果実を実らせた1本の樹を見つける。</p>	阿部サダヲ 菅野 美穂 伊武 雅刀
6	<b>「ふしぎな岬の物語」</b> 監督／成島 出 2014年日本／117分 	<p>小説「虹の岬の喫茶店」を映画化したヒューマンドラマ。千葉県明鐘岬を中心にロケーション撮影を行い、岬の喫茶店を経営する女主人と、そこに集う人々の悲喜こもごもを描いた。海の向こうに富士山をのぞむのどかな岬で、彼女がいれる一杯のコーヒーを求めて里の住人たちが集まり、のどかな日常が続いていた。そんなある日、常連客・徳三郎の娘で、結婚して東京へ出ていたみどりが数年ぶりに帰郷してくる。さらに、悦子と甥の浩司を長年見守り続けてきた不動産屋のタニさんが大阪へ転勤しなければならなくなり、穏やかだった里の暮らしにも変化の風が吹き始める。</p>	吉永小百合 阿部 寛 竹内 結子 笑福亭鶴瓶
7	<b>「あん」</b> 監督／河瀬直美 2015年日本／113分 	<p>ドリアン助川の同名小説の映画化。あることがキッカケで刑務所暮らしを経験し、どら焼き屋の雇われ店長として日々を過ごしていた千太郎。ある日、店で働くことを懇願する老女、徳江が現れ、彼女が作る粒あんの美味しさが評判を呼んで店は繁盛していく。しかし、徳江がかつてハンセン病を患っていたという噂が流れたことで客足が遠のいてしまい、千太郎は徳江を辞めさせなければならなくなる。おとなしく店を去った徳江だったが、彼女のことが気にかかる千太郎は、徳江と心を通わせていた近所の子供中學生ワカナとともに、徳江の足跡をたどる。</p>	樹木 希林 市原 悦子 永瀬 正敏 内田 伽羅
8	<b>「ペコロスの母に会いに行く」</b> 監督／森崎東 2013年日本／113分 	<p>長崎で生まれ育った団塊世代のサラリーマン、ゆういち。ちいさな玉ねぎ「ペコロス」のようなハゲ頭を光らせながら、漫画を描いたり、音楽活動をしながら、父の死を契機に認知症を発症した母みつえの面倒を見ていた。迷子になったり、汚れたままの下着をタンスにしまったりするようになった彼女を、ゆういちが断腸の思いで介護施設に預けることに。苦労した少女時代や夫との生活といった過去へと意識がさかのぼっている母の様子を見て、彼の胸にある思いが去来する。            漫画家・岡野雄一が、自分が経験したことをまとめたエッセイコミックを実写化した。</p>	岩松 了 赤木 春恵





平成28年度 6/23(木) - 29(水)  
男女共同参画週間



平成 23 年 9 月に実施したアンケート調査をベースに（案）を作成。

※赤字：男女共同参画推進プランに記載のあるアンケート内容

※青字：平成 28 年度アンケート加筆・修正箇所

## （案） 男女共同参画推進に関する市民アンケート調査

### 調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から住みよいまちづくりにご協力を賜り、お礼申し上げます。

田原市では、『田原市男女共同参画推進プラン（平成 19 年度策定）』に基づき、市民すべてが男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、性別に関係なく、あらゆる社会的な活動に意欲を持って参加でき、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝ける魅力的なまちとなることを目指し、様々な事業に取り組んでいるところです。

つきましては、市民の皆様の考えを調査し、効果的な事業推進のためにアンケートを実施することになりました。

このアンケートは、無作為に抽出した市民 1,000 人に送付させていただきましたので、お忙しいところ誠にお手数ですが、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でご回答いただき、調査結果は統計的に処理いたしますので、個別の回答等を公表してご迷惑をおかけすることはありません。

平成 28 年 7 月

田原市長 山下政良

### ◆ ご記入にあたってのお願い ◆

1. 当てはまる項目の番号を指定の数だけ○印で囲んでください。
2. 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、案内にそってお答えください。
3. 記入後は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れて、7月〇〇日（〇）までに郵便ポストへ投函して下さい（切手は不要です）。なお、調査票の集計は業者が行いますが、調査結果は行動計画に関する資料として使用し、他には転用いたしません。
4. このアンケートについてのお問合せは下記までお願いします。

田原市役所 企画部 企画課 TEL : 0531-23-3507

メール : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

# 1 あなたご自身のことについてお聞きします。

問1 あなたの性別についてお答えください。(1つに○印)

1. 女性    2. 男性

問2 あなたの年齢についてお答えください。(1つに○印)

1. 20代    4. 50代  
2. 30代    5. 60代以上  
3. 40代

問3 職業についてお答えください。(1つに○印)

(2つ以上仕事をお持ちの方は、主なものを1つお答えください。ここで働いているとは、週に1時間以上働いていることとします。出産休暇、育児休業中の人は働いているものとみなします。)

1. 自営業主 (農林漁業、商工サービス業、自由業など)  
2. 家族従業者 (農林漁業、商工サービス業、自由業など)  
3. 勤め人 (管理職、専門技術職、事務職、労務職など)  
      ※専門技術職 プログラマー、医師、教員、保育士など  
4. 無職 (専業主婦・主夫、学生、その他の無職など)

《問4は、問3で「3. 勤め人」と答えた方のみにお聞きします》

問4 その仕事は常勤 (フルタイム) ですか、パートタイムですか。(1つに○印)

1. 常勤 (フルタイム)  
2. パートタイム (パート、アルバイト、嘱託その他)  
3. その他 (    )

問5 あなたは現在結婚していますか。(1つに○印)

1. 結婚している、または結婚していないがパートナーと暮らしている  
2. 結婚していない  
3. 結婚していたが、離婚または死別した  
4. その他 (    )



## 2 男女平等についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 10 政府は、男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画社会※の実現を目指し、積極的に取り組んでいることを以前からご存知でしたか。(1つに○印)

1. 内容を含め詳しく知っていた
2. だいたい知っていた
3. 男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった
4. 知らなかった

※ 男女共同参画社会とは

女性も男性も性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を最大限発揮できる社会

《全員の方にお聞きします》

問 11 あなたは、田原市において男女共同参画社会が必要な理由は何だと思えますか。(2つまで○印)

1. 男女の平等に基づく人権を確立するため
2. 政策・方針決定過程に、男女の意見を反映させ、民主主義の成熟を図るため
3. 男女とも、その能力と個性を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるようにするため
4. 少子・高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、多様な人材が求められ、女性の能力を十分に生かしていくことが必要になるため
5. 女性の地位と能力の向上のために、国連などが活動する世界的な取り組みに参画する必要があるため
6. その他 ( )
7. わからない
8. 必要でない

《全員の方にお聞きします》

問 12 現在、田原市において、男女共同参画社会の実現が十分達成されていない主な要因は何であるとお考えでしょうか。(1つに○印)

1. 家庭において家事・育児・介護などを女性の役割とする意識があること
2. 職場などにおいて、女性に不利な扱いがなされていること
3. 社会全般に男性優位の考え方や慣行が根強いこと
4. 家庭や地域社会より仕事を重視する意識が男性や女性にあること
5. 男女共同参画の考え方が市民に広く浸透していないこと
6. その他 ( )
7. わからない
8. 十分達成されている

《全員の方にお聞きします》

問 13 社会全体で見た場合は、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
(1つに○印)

1. 男性の方が非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている
3. 平等である
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている
5. 女性の方が非常に優遇されている
6. わからない

《全員の方にお聞きします》

問 14 次のような分野において、現在、男女は平等になっていると思いますか。  
(①から⑦までそれぞれ1つずつ○印)

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
①家庭生活の場で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
④社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度上で	1	2	3	4	5	6
⑥政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑦学校教育の場で	1	2	3	4	5	6



《全員の方にお聞きします》

問〇 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。(1つに〇印)

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

問 15 仕事と、家庭生活または地域活動について、人の生き方として、あなたが望ましいと思うのは、どのような生き方でしょうか。

(男女それぞれ1つずつを選び、〇印)

①男性の生き方

1. 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
2. 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
3. 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
4. 仕事にも携わるが、家庭生活または、地域活動を優先させる
5. 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
6. わからない

②女性の生き方

1. 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
2. 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
3. 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
4. 仕事にも携わるが、家庭生活または、地域活動を優先させる
5. 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
6. わからない

《全員の方にお聞きします》

問 16 あなたは、次にあげる男女共同参画社会に関する言葉を知っていますか。  
(該当する項目すべてに〇印)

1. 男女共同参画社会基本法
2. 女子差別撤廃条約
3. ポジティブ・アクション (積極的改善措置)
4. ジェンダー (社会的性別)
5. 男女雇用機会均等法
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
7. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)
8. DV (配偶者からの暴力)
9. その他 (具体的に： )
10. 知らない

### 3 結婚、家庭生活についてお聞きします。

《配偶者またはパートナーと暮らしている方にお聞きします》

問 17 あなたのご家庭での役割について、**現状**をお答えください。

(①から⑩でそれぞれ1つずつ○印)

	すべて女性が担当	主に女性が担当し 男性は手伝う程度	男女同じ程度	主に男性が担当し 女性は手伝う程度	すべて男性が担当	該当する人がいない・ 該当する選択肢がない
①掃除	1	2	3	4	5	6
②洗濯	1	2	3	4	5	6
③食事のしたく	1	2	3	4	5	6
④食事の後片付け、 食器洗い	1	2	3	4	5	6
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5	6
⑥近所づきあい	1	2	3	4	5	6
⑦乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6
⑧子どもの教育	1	2	3	4	5	6
⑨介護	1	2	3	4	5	6
⑩家計の管理	1	2	3	4	5	6

《全員の方にお聞きします》

問 18 あなたのご家庭での役割について、**理想**をお答えください。

(①から⑩でそれぞれ1つずつ〇印)

	すべて女性が担当	主に女性が担当し 男性は手伝う程度	男女同じ程度	主に男性が担当し 女性は手伝う程度	すべて男性が担当	該当する人がいない・該当する選択肢がない
①掃除	1	2	3	4	5	6
②洗濯	1	2	3	4	5	6
③食事のしたく	1	2	3	4	5	6
④食事の後片付け、 食器洗い	1	2	3	4	5	6
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5	6
⑥近所づきあい	1	2	3	4	5	6
⑦乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6
⑧子どもの教育	1	2	3	4	5	6
⑨介護	1	2	3	4	5	6
⑩家計の管理	1	2	3	4	5	6

《全員の方にお聞きします》

問 19 男性が家事・育児・介護にたずさわるためには、どのようにしたらよいと思いま  
すか。(2つまで○印)

1. 家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う
2. 仕事と家庭の両立ができるように社会全体の仕組みを改める
3. 勤務時間の弾力化、労働時間の短縮、育児・介護休暇の普及等を図る
4. 家庭で子どもに、男女の区別なく家事・育児・介護にたずさわることの必要性  
を教える
5. 学校で児童や生徒に、男女の区別なく家事・育児・介護にたずさわることの必  
要性を教える
6. 男性への家事講座、情報提供、相談窓口など行政の支援施策を充実する
7. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )
8. たずさわる必要はない

《全員の方にお聞きします》

問 20 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見に最も近いものをお答え下さい。  
(①から⑥でそれぞれ1つずつ○印)

	賛成	い ど ち ら か と い え ば 賛 成	い ど ち ら か と い え ば 反 対	反 対	わ か ら な い
①結婚は個人の自由であるから、結婚 してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
②女性の幸福は結婚にあるのだから、 女性は結婚するほうがよい	1	2	3	4	5
③女性は結婚したら、自分自身のこと より、夫や子どもなど家族を中心に 考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5
④夫は外で働き、妻は家庭を守るべき である	1	2	3	4	5
⑤結婚しても必ずしも子どもをもつ必 要はない	1	2	3	4	5
⑥結婚しても相手に満足できないとき は離婚すればよい	1	2	3	4	5
⑦一般に、今の社会では離婚すると女 性の方が不利である	1	2	3	4	5

《全員の方にお聞きします》

問 21 少子化が社会問題となっています。あなたが特に大きな要因と思うのはどれですか。(3つまで○印)

1. 子育てや教育にかかる費用の経済的負担が大きいから
2. 経済情勢のため安定した結婚生活を考えることができないから
3. 子育てへの父親等の参加・協力が得られないから
4. 仕事を持つ女性の仕事と子育ての両立が困難だから
5. 育児などに対する職場の理解が得がたいから
6. 育児に関する支援制度が充分でないから
7. 結婚しない男女が増えたから
8. 女性の結婚年齢が高くなったから
9. 出産や育児に対し精神的・肉体的負担が大きいから
10. 結婚や子どもをもつことに対する価値観が変わってきたから
11. 少ない子どもに十分に手をかけて育てたいから
12. 子育てが自分や夫婦の生き方の妨げとなるから
13. 環境問題や社会保障など、将来に不安があるから
14. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
15. わからない

## 4 子育て、子どもの教育についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 22 「男の子は男らしく、女の子は女らしく子どもを育てる」という考え方について、どのように思いますか。(1つに○印)

1. 男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい
2. 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」育てた方がよい
3. どちらともいえない

《子どもをお持ちの方にお聞きします》

問 23 男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(3つまで○印)

1. 生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を活かせるように配慮する
2. 教科書などの、固定化された男女の役割や特性についての記述をなくす
3. 異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる
4. 男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける
5. 性に対する正しい知識や性の尊厳、母性保護の重要性についての学習を推進する
6. 女性の人権や性の商品化について考える機会を設ける
7. 教員や保護者に男女平等の研修を推進する
8. 管理職(校長や教頭)に女性を増やしていく
9. 出席簿の順番や持ち物の色など、男女を分ける慣習をなくす
10. その他( \_\_\_\_\_ )
11. わからない

## 5 働くことについてお聞きします。

《問24～26は女性の方にお聞きします》

問24 あなたの退職経験についてお答えください。(1つに○印)

1. かつて働いていて退職の経験があり、現在は就業している ⇒問25△
2. かつて働いていて退職し、現在無職 ⇒問25、26△
3. 就業経験なし ⇒問26△
4. 就業中で退職経験なし ⇒次ページ△

《【問24】で「1. かつて働いていて退職の経験があり、現在は就業している」「2. かつて働いていて退職し、現在無職」と答えた方のみにお聞きします》

問25 かつて退職した理由をお聞かせください。(1つに○印)

1. 結婚
2. 出産
3. 育児
4. 介護
5. それ以外の理由

問○ 退職までの勤務年数を聞かせください。(1つに○印)

1. 1年以内
2. 2年～3年
3. 4年～5年
4. 6年～10年
5. 11年～15年
6. 16年～20年
7. 21年～25年
8. 26年以上

《【問24】で「2. かつて働いていて退職し、現在無職」「3. 就業経験なし」と答えた方のみにお聞きします》

問26 現在無職、または就業経験のない理由をお聞かせください。(1つに○印)

働く意志はあるが、

1. 育児により働けない
2. 家事により働けない
3. 介護により働けない
4. 配偶者もしくはパートナー、家族が女性は家において家事をすることが良い  
と思っているから
5. 働きたい職種での雇用がない
6. 職種を問わず雇用がない
7. それ以外の理由 ( )

働く意志がなく、その理由として

8. 女性は家において家事をすることが良いと思っている
9. それ以外の理由 ( )

《全員の方にお聞きします》

問 27 ~~一般的に~~女性が職業(農業・商業など家業を含む)をもつことについて、あなたはどうお考えですか。(1つに○印)

1. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
2. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
3. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
4. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
5. 女性は職業をもたない方がよい
6. その他 ( )
7. わからない

問○ 同じ質問を、男性の場合についてもお伺いします。男性が職業(農業・商業など家業を含む)をもつことについて、あなたはどうお考えですか。(1つに○印)

1. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
2. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
3. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
4. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
5. 女性は職業をもたない方がよい
6. その他 ( )
7. わからない

《仕事をしている方全員にお聞きします》

問 28 あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。  
(主なもの1つに○印)

1. 生計を立てるため
2. 家計の足しにするため
3. 自分で自由に使えるお金を得るため
4. 自分の能力・技能・資格を活かすため
5. その他 ( )
6. 特に理由はない
7. わからない

《仕事をしている方全員にお聞きします》

問 29 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ不当に差別されていると思いますか。別にそのようなことはないと思いますか。  
(1つに○印)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1. 不当に差別されていると思う | ⇒問30へ  |
| 2. そのようなことはないと思う | ⇒次ページへ |
| 3. わからない         | ⇒次ページへ |

《問29で「1. 不当に差別されていると思う」と答えた方にお聞きします》

問30 それは具体的にどのようなことですか。(1つに○印)

1. 賃金に差別がある
2. 昇進、昇格に差別がある
3. 能力が正当に評価されない
4. 補助的な仕事しかやらせてもらえない
5. 女性を幹部職員に登用しない
6. 結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある
7. 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある
8. 教育・訓練を受ける機会が少ない
9. その他 ( )
10. わからない

《全員の方にお聞きします》

問31 女性が安心して働ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○印)

1. 給料や仕事内容、昇進などの男女差を解消する
2. 職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する
3. 夫や家族が理解し協力する
4. 育児・介護休業制度を定着させる
5. 夫の育児・介護休業を取りやすくする
6. 産前・産後・生理休暇などを取りやすくする
7. 育児・保育に対する支援や施設、サービスを充実させる
8. 介護・看護に対する支援や施設、サービスを充実させる
9. 女性労働者に対する相談窓口などを設置する
10. その他 ( )

《仕事をしている方にお聞きします》

問32 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先しますか。  
(あなたの希望に該当するもの1つに○印)

1. 「仕事」を優先したい
2. 「家庭生活」を優先したい
3. 「地域・個人の生活」を優先したい
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい
8. わからない



《仕事をしている方にお聞きします》

問 33 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先しますか。  
 (あなたの現在の状況に該当するもの 1つに○印)

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしている
8. わからない

## 6 地域活動・社会活動についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 34 あなたは、どのような地域活動に参加していますか。また、今後参加したいと思う地域活動は何ですか。

(それぞれ該当する項目すべてに○印)

	現在、 参加して いる活動	今後、 参加した い活動	特に参加 したいな い、参加 したいと 思わない
①自治会・町内会活動	1	2	3
②女性団体活動	1	2	3
③PTA活動	1	2	3
④子ども会・青少年活動	1	2	3
⑤ボランティア活動などの社会貢献活動	1	2	3
⑥その他	( )	( )	

《問34で「特に参加していない、参加したいと思わない」をひとつでも選んだ方にお聞きします》

問35 地域活動に参加していない主な理由は何ですか。(3つまで○印)

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| 1. 子どもの世話や老人の介護      | 2. 仕事が忙しい     |
| 3. 家事が忙しい            | 4. 経済的に余裕がない  |
| 5. 配偶者や家族の理解がない      | 6. 必要な能力がない   |
| 7. 近所の人目がある          | 8. 自分の性格に合わない |
| 9. 活動する仲間がない         | 10. 活動する施設がない |
| 11. 役員や世話人にさせられそうだから | 12. その他 ( )   |

《配偶者またはパートナーと暮らしている方にお聞きします》

問36 地域活動の中で、あなたのご家庭での男女の役割分担について、現状をお答えください。(①から⑥でそれぞれ1つずつ○印)

	担 当 す べ て 女 性 が	手 伝 う 程 度 当 し て 男 性 は	主 に 女 性 が 担 当	男 女 同 じ 程 度	手 伝 う 程 度 当 し て 女 性 は	主 に 男 性 が 担 当	担 当 す べ て 男 性 が	ど ち ら も 参 加 し て い な い
①自治会・町内会活動	1	2	3	4	5	6		
②女性団体活動	1	2	3	4	5	6		
③PTA活動	1	2	3	4	5	6		
④子ども会・青少年活動	1	2	3	4	5	6		
⑤ボランティア活動などの 社会貢献活動	1	2	3	4	5	6		
⑥その他	1	2	3	4	5	6		

《全員の方にお聞きします》

問37 女性が地域社会を代表する立場として、施策づくりに参画する場合、その割合についてどう思いますか。(地域社会を代表する立場の例としては、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等です。)

(1つに○印)

1. 半分は女性の代表者が占めるべきだと思う
2. 今よりもう少し女性の代表者が増えると良い
3. 現状のままで良い
4. 女性の代表者は必要ない
5. わからない

《全員の方にお聞きします》

問 38 田原市では、法令・条例設置委員への女性の登用率が約 20%と低いですが、それはどのような理由からだと思えますか。(2つまで○印)

1. 女性自身が社会進出に消極的だから
2. 女性の社会進出をよく思われない社会通念があるから
3. 女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから
4. 家庭があるため女性は社会進出できない
5. 指導力など女性の能力が男性ほど高くないから
6. その他 ( )

## 7 介護についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問 39 現在、介護は主にどのような形で行っていますか。(1つに○印)

1. 配偶者が世話をしている
2. 娘や嫁などの家族の女性が世話をしている
3. 息子が世話をしている
4. 家族全員で世話をしている
5. 介護保険制度などのサービスを利用している
6. 介護保険施設（特別養護老人ホームなど）を利用している
7. その他（ )
8. 該当する人がいない

《全員の方にお聞きします》

問 40 あなたは、将来、要介護者などの身のまわりの世話は、どのような形をとるのが最も望ましいと考えますか。(1つに○印)

1. 配偶者が世話をする
2. 娘や嫁などの家族の女性が世話をする
3. 息子が世話をする
4. 家族全員で世話をする
5. 介護保険制度などのサービスを利用する
6. 介護保険施設（特別養護老人ホームなど）を利用する
7. その他（ )

## 8 人権についてお聞きします。

《全員の方にお聞きします》

問〇 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っていますか。(あてはまるもの1つに〇印)

(この法律は、配偶者や恋人からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。)

- 1 : 法律があることもその内容も知っている  
 2 : 法律があることは知っているが、内容はよく知らない  
 3 : 法律があることもその内容も知らなかった

問41 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて、自分が経験したり、そのような話を聞いたことがありますか。(それぞれ1つずつ〇印)

	自分が直接経験したことがある	自分の周りに経験した人がいる	一般的な知識として知っている	言葉聞いたことがある	聞いたことが無い
セクシャル・ハラスメント	1	2	3	4	5
ドメスティック・バイオレンス	1	2	3	4	5

### セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流す、大衆の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

### ドメスティック・バイオレンスとは

夫(パートナー)や恋人からの女性に対する暴力のことを言います。法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が、女性に対して用いる身体的・心理的暴力をさします。

《全員の方にお聞きします》

~~問42 あなたはこれまでに、あなたの夫または妻や恋人から、次のようなことをされた経験がありますか。(当てはまるものいくつでも〇印)~~

- ~~1. 命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある~~  
~~2. 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けたことがある~~  
~~3. 医師の治療が必要でない程度の暴行を受けたことがある~~  
~~4. いやがっているのに性的行為を強要されたことがある~~  
~~5. 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられたことがある~~

- ~~6. 何を言っても無視され続けたことがある~~
- ~~7. 交友関係や電話を細かく監視されたことがある~~
- ~~8. 「だれのおかげで生活できるんだ」などと言われたことがある~~
- ~~9. 大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがある~~
- ~~10. 生活費をわたされないなど、経済的におさえつけられたことがある~~

~~《前の質問で、該当のある方にお聞きします》~~

~~問43 夫または妻や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。~~

- ~~..... 1. どこ(だれ)にも相談しなかった~~
- ~~↓ 2. 相談した~~

~~《問43で「1. どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします》~~

~~問44 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。~~

~~(当てはまるものいくつかでも○印)~~

- ~~1. どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから~~
- ~~2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから~~
- ~~3. 相談してもむだだと思ったから~~
- ~~4. 相談したことがわかると、住返しをうけたり、もっとひどい暴力をうけると思ったから~~
- ~~5. 相談をした相手の言動によりかえって不快な思いをすと思ったから~~
- ~~6. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから~~
- ~~7. 世間体が悪いから~~
- ~~8. 他人を巻き込みたくなかったから~~
- ~~9. そのことについて思い出したくなかったから~~
- ~~10. 自分にも悪いところがあると思ったから~~
- ~~11. 相談するほどのことでもないと思ったから~~
- ~~12. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)~~

問○ これまでに配偶者やパートナー、恋人から「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」などのDV被害をいずれか1つでも受けたことがありますか。(当てはまるもの1つに○印)

※身体的暴力…殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける、凶器を身体に押し付ける等  
 ※心理的攻撃…大声で怒鳴る、無視する、生活費を渡さない、「能なし」などと言う、外出や交友関係を規制する等

※性的強要……性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノ雑誌などを見せる等

- 1. 何度もあった
- 2. 1、2度あった
- 3. まったくない

問○ 《前の質問で、該当のある方にお聞きします》

DV被害にあったとき、誰かに相談をしましたか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 相談した →誰に相談しましたか。

家族	友人・知人	行政機関	警察	弁護士
婦人相談所	民間の相談機関	その他 ( )		

2. 相談しなかった →相談しなかった理由はなぜですか。

- 1) どこに相談したらよいのかわからなかった
- 2) 恥ずかしくて誰にも言えなかった
- 3) 相談してもむだだと思った
- 4) 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると  
思った
- 5) 自分にも悪いところがあると思った
- 6) 相談するほどのことでもないと思った
- 7) 世間体が悪いから
- 8) 他人を巻き込みたくなかった
- 9) そのことについて思い出したくなかった
- 10) 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 11) 相手の仕返しが怖かったから
- 12) その他 ( )

問○ 男女間の暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。(あてはまると思うものすべてに○印)

1. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
2. 学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
3. 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
4. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
6. 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7. 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う研修や啓発  
を行う
8. 加害者への罰則を強化する
9. 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピュータソフトなど）を取り締まる
10. その他（具体的に： )
11. 特にない



## 9 男女共同参画の施策についてお聞きします。

《全員に方にお聞きします》

問 45 男女共同参画社会の推進のためには、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで○印)

1. 男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う
2. 女性を政策決定の場に積極的に登用する (仕組みをつくる)
3. 各種団体の女性のリーダーを養成する
4. 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う
5. 女性の就労の機会を増やしたり、女性の職業教育や職業訓練を充実する
6. 家庭の中での固定的役割分担の見直し (男性は仕事、女性は家事・育児)
7. 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加
6. ~~保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・介護サービスなどを充実する~~
8. 保育サービスの一層の充実 (低年齢児保育、病児・病後児保育等)
9. 学童保育の充実
10. 高齢者や病人の施設・介護サービスの充実
11. 学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
12. 女性の生き方に関する情報提供や交流・相談・教育の場となる施設を充実する
13. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
14. 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする
15. 社会における女性に対する差別や、女性や子どもに対する暴力について認識し、差別や暴力のない社会を推進する
16. その他 ( )
17. 特にない
18. わからない

最後に、男女共同参画社会づくりについてのご意見や、ご要望などございましたら、  
ご自由にご記入ください。

これでアンケート調査は終わりです。ご協力誠にありがとうございました。